

証券コード 6225
(発送日) 2024年10月11日
(電子提供措置の開始日) 2024年10月4日

株 主 各 位

静岡県浜松市浜名区平口5277番地1
株 式 会 社 エ コ ム
代表取締役 高 梨 智 志

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ecom-jp.co.jp/ir/stock/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/6225/teiji/>



【名古屋証券取引所ウェブサイト（上場銘柄情報サイト 上場会社検索ページ）】

<https://www.nse.or.jp/listing/search/>



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「エコム」又は「コード」に当社証券コード「6225」を入力・検索し、「適時開示情報」を選択して、「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使書に各議案に対する賛否をご表示いただき、2024年10月28日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2024年10月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 静岡県浜松市浜名区平口5277番地1（当社）本社
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第39期（2023年8月1日から2024年7月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本株主総会にかかる株主総会資料につきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものではありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	たか なし さと し 高 梨 智 志 (1970年10月2日)	1994年4月 株式会社島津製作所入社 2007年4月 当社取締役就任 2009年10月 当社代表取締役就任（現任）	523,000株
2	すず き しょう ご 鈴 木 祥 吾 (1972年9月29日)	1995年4月 当社入社 2018年8月 当社営業部部長就任 2019年10月 当社取締役就任（現任） 2021年8月 当社プロダクトセールス部部長就任 2022年8月 当社技術部部長就任（現任）	13,000株
3	たき もと のり あき 瀧 本 典 昭 (1980年6月3日)	2005年4月 当社入社 2018年8月 当社設計部部長就任 2019年10月 当社取締役就任（現任） 2022年8月 当社プロダクトセールス部部長 2023年8月 当社営業部部長（現任）	10,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

(注) 2. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	せき しん いち 関 伸 一 (1958年3月14日)	1981年4月 東京シート株式会社（現テイ・エステック株式会社）入社 1992年7月 ローランドディー・ジー・株式会社入社 2008年4月 株式会社ミスミグループ本社入社 執行役員駿河精機本社工場長就任 2010年3月 関ものづくり研究所代表就任（現任） 2011年11月 国立大学法人静岡大学客員教授就任（現任） 2014年2月 特定非営利活動法人3次元設計能力検定協会理事就任（現任） 2018年5月 株式会社Fiot取締役就任 2019年10月 当社取締役就任 2020年6月 株式会社桜井製作所社外取締役就任（現任） 2020年10月 当社社外取締役（常勤監査等委員）就任（現任） 2024年6月 株式会社Fiot代表取締役就任（現任）	1,000株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 関伸一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は上場企業の社外取締役を務めるとともに、ものづくりに関する豊富な知見を有しており、引き続き当該知見を活かして特に製品の設計や製造等製造業全般について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、他社で培われた豊かな経験と幅広い見識を活かして、当社の経営に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	い ず た えつ よし 伊 豆 田 悦 義 (1970年4月13日)	1994年4月 最高裁判所司法研修所入所 1996年4月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 新東京法律会計事務所入所 2002年4月 弁護士登録換え（静岡県弁護士会浜松支部） 伊豆田法律事務所開設 2005年5月 リブラ総合法律事務所開設パートナー弁護士（現任） 2019年10月 当社監査役就任 2020年10月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現任） 2024年6月 遠州鉄道株式会社社外取締役（監査等委員）就任（現任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 伊豆田悦義氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は弁護士として、長年にわたる職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、引き続き当該知見を活かして特に当社のガバナンス及びコンプライアンスの強化について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、専門的で高度な法的知見を活かして、当社の経営に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。 なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	さ と う しん いち 佐 藤 信 一 (1972年9月25日)	1997年3月 シートゥーネットワーク株式会社入社 1998年12月 株式会社ナイスコーポレーション入社 2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年7月 監査法人A&Aパートナーズ入所 2008年6月 公認会計士登録 2011年11月 税理士法人トーマツ浜松事務所入所 2013年8月 税理士登録 2013年10月 佐藤信一公認会計士・税理士事務所 所長就任（現任） 2014年9月 中小企業診断士登録 2018年2月 そうせい監査法人代表社員就任（現任） 2019年10月 当社監査役就任 2020年10月 当社社外取締役（監査等委員）就任（現 任）	—
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 佐藤信一氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、引き続き当該知見を活かして特に会計税務について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また同氏が選任された場合は、会計税務の専門的知見を活かして、当社の経営に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。</p> <p>なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。</p>			

- (注) 1. 当社と各監査等委員である社外取締役候補者との間には、いずれも特別な利害関係はありません。
2. 関伸一氏、伊豆田悦義氏及び佐藤信一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 関伸一氏、伊豆田悦義氏及び佐藤信一氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。
4. 当社は、関伸一氏、伊豆田悦義氏及び佐藤信一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各候補者の再任が承認された場合は、各候補者との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、社外取締役候補者関伸一氏、伊豆田悦義氏、佐藤信一氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

以上

事業報告

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境が改善傾向にあり、個人所得やインバウンド需要が持ち直したことにより、景気は緩やかな回復基調で推移しました。しかしながら、為替相場の急激な変動、大幅な円安による物価の上昇、ウクライナやパレスチナにおける紛争等による影響や中国経済の減速等を受け、依然として景気の先行きは不透明な状況で推移しております。

また、わが国では2050年までに「カーボンニュートラル」の実現に向けて、産業部門の構造転換への取り組みを加速させており、こうした影響を受け、製造業では大手メーカーを中心に温室効果ガス（主にCO₂）排出量削減を実現するための生産設備の更新や改造工事への投資需要の高まりが見受けられました。

このような状況の中、当事業年度の経営成績は、売上高2,465百万円（前期比3.5%増）、営業利益311百万円（前期比27.8%増）、経常利益303百万円（前期比32.8%増）、当期純利益210百万円（前期比23.9%減）となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりであります。

産業システム事業におきましては、環境負荷低減を目指した「加熱技術とDXでカーボンニュートラルに挑戦する企業」として、当社のヒートトライアルを利用し、省エネ化した高付加価値製品を主要顧客である自動車業界を中心に、積極的に提案しました。また、半導体を始めとした部品供給不足も徐々に解消され、長納期化していた仕掛製品が徐々に売上計上されております。しかし、一部大型仕掛案件が2025年7月期にずれ込んだため、売上高は減少となりました。一方、世界的なインフレーションの進行から、製造部材の仕入価格の高騰や光熱費の上昇等の影響を受け、製造原価は上昇傾向にありますが、生産性の向上と更なるDX化に取り組んだ結果、売上原価を低減させることができました。

この結果、当事業年度のセグメント売上高は1,606百万円（前期比4.8%減）となりました。また、セグメント利益は235百万円（前期比17.7%増）となりました。

保守サービス事業におきましては、カーボンニュートラルを目指した既存設備の省エネ改造工事が増加しました。また、関西電力株式会社、ノリタケ株式会社とのアライアンス効果により売上高・セグメント利益は着実に増加しております。さらに、保守サービス事業拡大のため、株式会社豊通テックからリジェネ事業に関する従業員及び知的財産権を含む技術開発ビジネスを継承するため事業譲渡契約を2024年3月に締結し、同年4月に事業譲受を完了しました。

この結果、当事業年度のセグメント売上高は859百万円（前期比23.8%増）となりました。また、セグメント利益は250百万円（前期比25.5%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第38期 (2023年7月期) (前事業年度)		第39期 (2024年7月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
産業システム事業	1,687百万円	70.9%	1,606百万円	65.1%	△81百万円	△4.8%
保守サービス事業	694	29.1	859	34.9	165	23.8
合計	2,381	100.0	2,465	100.0	83	3.5

② 設備投資の状況

当事業年度における設備投資の状況につきましては、特記すべきものはございませんでした。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な組織再編等の状況

当社は、2024年3月13日の取締役会において、株式会社豊通テックのリジェネ事業を譲り受けることを決議し、事業譲渡契約を2024年3月14日付で締結、2024年4月1日付で事業譲受を実施いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 36 期 (2021年7月期)	第 37 期 (2022年7月期)	第 38 期 (2023年7月期)	第 39 期 (当事業年度) (2024年7月期)
売 上 高(百万円)	1,758	1,501	2,381	2,465
経 常 利 益(百万円)	136	106	228	303
当 期 純 利 益(百万円)	149	101	277	210
1株当たり当期純利益 (円)	81.74	57.40	156.72	115.58
総 資 産(百万円)	3,160	4,060	4,032	4,040
純 資 産(百万円)	2,504	2,570	2,902	3,067
1株当たり純資産 (円)	1,420.57	1,474.84	1,590.33	1,680.92

(注) 当社は、2022年10月27日付で普通株式1株につき500株の割合で、2024年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。

- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、コロナ禍による社会活動の制約が解消されたことにより、内需は緩やかに回復するものと見込まれますが、一方で世界情勢が資源価格などの更なる上昇をもたらす可能性もあり、わが国全体の景気動向も影響を受けることが想定されます。

当社といたしましては、社会変化に対応した人材育成を重視し、社是である「共育」のもと、以下の課題に取り組んでまいります。

① 人材育成と働きがいのある職場づくり

当社は人材育成が事業活動の軸であると考えております。熱意のある人材を適時に採用することが重要な課題と認識しているため、人事教育制度の整備、OJTによる現場研修制度などを導入しております。また、働きがいのある職場作りを目指し健康経営の推進による生産性の向上を目指してまいります。

② 技術革新への対応

当社は、自動車産業を中心とした様々な業種のお客様へ、オーダーメイドの高付加価値設備の提案やメンテナンスサービスを展開しておりますが、電気自動車への技術革新や進歩に対してタイムリーに対応することが、今後の事業展開上重要な要素であると認識しております。そのため、ヒートトライアルを通じて顧客の動向やニーズを的確に把握し、独自の熟技術を提供することで、自社の先進性や独自性を確保していく方針であります。さらに、自社の得意分野である加熱技術による省エネルギー化した設備を提供することにより、お客様が求める「カーボンニュートラル」を見据えたものづくりを実現してまいります。

③ 海外展開への対応

当社では、日本市場で展開してきた独自の熟技術を海外市場でも活用するべく、海外に拠点を持つ既存顧客へのサービス展開をベースとしながら、様々なネットワークや情報収集を通じて更なる顧客の開拓を図り、サービスの多国展開を達成することが、事業の一層の発展に貢献し得る要素であると考えております。

④ 内部管理体制の強化

当社は、事業規模を拡大すると同時に企業価値を継続的に高めていくために、内部管理体制のさらなる強化が必要不可欠と考えております。このため、事業規模や成長ステージに合わせバックオフィス機能を拡充していくとともに、経営の公正性・透明性を確保するため、また、円滑で

効率的な業務運営を行うため、各種会議体の運営における工夫にも注力してまいります。併せて、事業運営上のリスク管理や定期的な内部監査の実施によるコンプライアンスに関する意識を高く持つ体制の一層の強化を図り、内部統制システムを活用した監査の実施によるコーポレートガバナンス機能の充実等を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (2024年7月31日現在)

事業区分	事業内容	
産業システム事業	ファーネスプロダクト	加熱設備をオーダーメイドで設計、製作、販売
	省エネ環境デバイス	低NOx・省エネ仕様のバーナーなど加熱機器を製作、販売
	ヒートトライアル	加熱テストによる加熱データの提供
保守サービス事業	IoTメンテナンスサービス	加熱設備の点検・自動監視による予防保全
	ファーネスエンジニアリング	加熱設備の改造工事・移設工事等
	パーツセールス	加熱機器の部品販売

(6) 主要な営業所及び工場（2024年7月31日現在）

本 社	静岡県浜松市浜名区平口
第3エンジニアリング工場	静岡県浜松市浜名区平口
札幌支店	北海道札幌市東区北19条東
関西支店	大阪府大阪市鶴見区今津南

(7) 従業員の状況（2024年7月31日現在）

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
産業システム事業	45名	一名
保守サービス事業	22名	5名増
全社（共通）	6名	1名増
合計	73名	6名増

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。また、臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。

(注) 2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況（2024年7月31日現在）

借入先名	借入金残高
浜松磐田信用金庫	192百万円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2024年7月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 4,000,000株
(2) 発行済株式の総数 2,109,000株 (うち自己株式284,000株)
(3) 株主数 526名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
高 梨 智 志	523,000株	28.66%
高 梨 今 日 子	404,000株	22.14%
エ コ ム 社 員 持 株 会	213,400株	11.69%
ノ リ タ ケ 株 式 会 社	102,000株	5.59%
東 京 中 小 企 業 投 資 育 成 株 式 会 社	100,000株	5.48%
しんきんーやらまいか投資事業有限責任組合	92,000株	5.04%
関 西 電 力 株 式 会 社	61,000株	3.34%
帆 刈 吾 郎	33,200株	1.82%
高 梨 千 宙	13,000株	0.71%
鈴 木 祥 吾	13,000株	0.71%

(注) 1. 当社は、自己株式を284,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

(注) 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(注) 3. 当社は、2024年2月1日付で普通株式1株を2株に株式分割いたしました。これにより発行済株式の総数は、1,054,500株増加しております。

(注) 4. ノリタケ株式会社は2024年7月25日付で商号を変更しているため、変更後の商号を記載していません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権	
発 行 決 議 日		2019年6月20日	
新 株 予 約 権 の 数		20個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 (注) 3.	20,000株
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	
新 株 予 約 権 の 行 使 価 額		新株予約権1個につき (注) 3.	1,300円
権 利 行 使 期 間		2021年8月1日から 2029年6月19日まで	
新 株 予 約 権 の 行 使 の 条 件		(注) 1.	
新 株 予 約 権 の 取 得 事 由		(注) 2.	
役員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員であるもの 及び社外役員を除く)	新株予約権の数	20個
		目的となる株式数	20,000株
		保有者数	2名
	社 外 取 締 役 (監査等委員であるものを 除き、社外役員に限る)	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数	0個
		目的となる株式数	0株
		保有者数	0名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 当社の発行に係る普通株式の株式上場（当該普通株式に係る株券がいずれかの国内の金融商品取引所に上場され取引が開始されることをいう。）の日以降、行使することができる。
- ② 新株予約権発行時において当社取締役若しくは従業員であった者は、新株予約権の行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は監査等委員若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社取締役会が正当な理由があると認めた場合については、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(注) 2. 新株予約権の取得事由

- ① 当社は、新株予約権の割当を受けた者が新株予約権の行使の条件に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。
- ③ 当社は、新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(注) 3. 2024年2月1日付で、普通株式1株当につき2株の割合で株式分割を行っております。上記は本株式分割後の株式数及び新株予約権の行使価額に換算して記載しております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 状況 (2024年7月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役	高 梨 智 志	全社統括
取 締 役	鈴 木 祥 吾	技術部部長 (設計・製造部門担当)
取 締 役	瀧 本 典 昭	営業部部長 (営業部門担当)
取 締 役 (社 外) (常 勤 監 査 等 委 員)	関 伸 一	株式会社桜井製作所 社外取締役 関ものづくり研究所 代表 株式会社Fiot 代表取締役 国立大学法人静岡大学 客員教授 特定非営利活動法人3次元設計能力検定協会 理事
取 締 役 (社 外) (監 査 等 委 員)	伊 豆 田 悦 義	リブラ総合法律事務所 パートナー弁護士 遠州鉄道株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取 締 役 (社 外) (監 査 等 委 員)	佐 藤 信 一	佐藤信一公認会計士・税理士事務所 所長 そうせい監査法人 代表社員

- (注) 1. 取締役 (監査等委員) 関伸一氏、伊豆田悦義氏、佐藤信一氏の3名は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- (注) 2. 監査等委員伊豆田悦義氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注) 3. 監査等委員佐藤信一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- (注) 4. 2023年10月26日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって、幡野雄一氏は取締役を退任いたしました。
- (注) 5. 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由
当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、関伸一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
- (注) 6. 当社は、社外取締役関伸一氏、伊豆田悦義氏、佐藤信一氏を株式会社名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）全員とは、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金・争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本号において同じ。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を2021年2月15日開催の当社取締役会において、決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

当社は、取締役会において決議した当該方針について、今後も環境の変化に応じた見直しを行ってまいります。その内容の概要は、以下のとおりであります。

当社の個々の取締役の報酬は、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。また、当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬及び退職慰労金により構成されるものとしております。

ウ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに当たり、固定報酬の額について、監査等委員会が原案について当該方針との整合性を含めた多角的な検討を行ったうえで、その諮問及び答申を経ることにより、その決定プロセスの透明性、公正性が確保され、当該方針に沿うものであると判断いたしました。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	54百万円 (-)	44百万円 (-)	- (-)	- (-)	9百万円 (-)	4名 (-)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	14 (14)	13 (13)	- (-)	- (-)	1 (1)	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	68 (14)	57 (13)	- (-)	- (-)	11 (1)	7 (3)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、2023年10月26日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名の在任中の報酬額等の金額が含まれておりません。
- (注) 2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第35期定時株主総会において年額200百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、4名（うち、社外取締役はいません。）であります。
- (注) 3. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2020年10月28日開催の第35期定時株主総会において年額100百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。
- (注) 4. 取締役会は、代表取締役（全社統括）高梨智志氏に対し、各取締役の基本報酬額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、基本報酬額の決定が、適正かつ円滑に行われるようにするためであります。なお、当該委任が適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容に従って決定しなければならないこととしております。

③ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2023年10月26日開催の第38期定時株主総会決議に基づき、同総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名 4百万円

（上記金額には、当事業年度を含めた過年度の事業報告において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬総額に含めた役員退職慰労金引当繰入額として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名4百万円が含まれております。）

④ 社外役員が子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社の関係
関 伸 一	株式会社桜井製作所	社外取締役	当社との取引関係はありません。
	関ものづくり研究所	代表	当社との取引関係はありません。
	株式会社Fiot	代表取締役	当社との取引関係はありません。
	国立大学法人静岡大学 特定非営利活動法人3 次元設計能力検定協会	客員教授 理事	当社との取引関係はありません。 当社との取引関係はありません。
伊豆田 悦 義	リブラ総合法律事務所	パートナー弁護士	当社との取引関係はありません。
	遠州鉄道株式会社	社外取締役 (監査等委員)	当社との取引関係はありません。
佐 藤 信 一	佐藤信一公認会計士・ 税理士事務所	所長	当社との取引関係はありません。
	そうせい監査法人	代表社員	当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	関 伸 一	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。</p> <p>主に製造業での豊富な経験と広い見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査等委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会14回のすべてに出席し、客観的・中立的立場で当社のコンプライアンス、ガバナンスの強化に貢献しております。</p>
取締役 (監査等委員)	伊豆田 悦 義	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。</p> <p>主に弁護士としての専門的な見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p>
取締役 (監査等委員)	佐 藤 信 一	<p>当事業年度に開催された取締役会14回のすべてに、また、監査等委員会14回のすべてに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 かなで監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは2023年10月26日開催の第38期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 報酬等の額

	かなで監査法人	有限責任監査法人 トーマツ
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円	6百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17	6

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注) 2. 監査報酬の額の決定に際し、当社は所定の決裁基準に則り決定し、会社法第399条の規定に基づき、取締役が監査等委員会へ同意を求め、監査等委員会において報酬等の額について当社の規模、業務の特性並びに監査日数等を勘案し審議のうえ、同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の適格性・独立性・専門性及び内部統制体制、監査計画、監査の方法と結果など職務執行の状況について審議のうえ、会計監査人の職務の執行に支障があると判断した場合には、監査等委員会の決議により会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、企業価値の発展のため内部統制システムの構築に真摯に取り組み、その構築へ向けた不断的努力によって倫理観を持った透明性の高いコーポレートガバナンス（企業統治）の実現が図られるものと考えております。

ここに、会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するため、「内部統制システムに関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図るものとしています。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程等の社内規程に従い、経営に関する重要な業務執行に関する意思決定を行うとともに、取締役の職務執行を監督します。
- ② 監査等委員会は、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査部門及び会計監査人と連携して、取締役の職務執行の適正性について監査を実施します。
- ③ 「コンプライアンス規程」に従い、コンプライアンス体制の実効性を高めるために役職員に対しその重要性を明示します。また、当社における重要なコンプライアンス違反に関する情報を適時・正確に把握するため内部通報窓口を設置しコンプライアンス体制の充実を図ります。
- ④ 「経理規程」、その他社内規程を整備するとともに、管理部において、会計基準その他関連する諸法令を遵守し財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図ります。

- ⑤ 「内部監査規程」に基づき業務全般に関し法令、定款及び社内規程の遵守状況を、内部監査部門が定期的に監査し、代表取締役及び監査等委員会に対し結果を報告します。また、内部監査部門は、監査により判明した結果に対して、改善履行状況についても監査を行います。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規程を制定し、適切に保存・管理します。
 - ② 取締役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができます。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 事業運営に関するリスクについて、「リスク管理規程」を遵守し、リスクの統制を行います。
 - ② 自然災害などによる非常事態に関するリスクに備え、「危機管理規程」および「事業計画継続マニュアル」を整備し、管理体制を定めます。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役の適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「役員規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図ります。
 - ② 毎期経営計画を策定し、基本的な経営方針・業績目標等を定め、実施します。
- (5) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項及び、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該使用人に対する監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員である取締役は、職務遂行にあたり必要な場合は、管理部のスタッフを補助者として起用することが出来ます。
 - ② 監査等委員会補助スタッフの職務執行について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令からの独立性及び監査等委員会からの指示の実効性を確保します。
 - ③ 監査等委員会補助スタッフの人事に関する事項については、監査等委員会の意見を尊重します。

(6) 取締役（監査等委員であるものを除く。）及び使用人（子会社含む。）が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員である取締役は、取締役会などの重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができます。
- ② 監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取扱いが行われません。

(7) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査等委員会は、定期的な意見交換を行います。
- ② 会計監査人、監査等委員会、内部監査部門は、密に情報交換を行います。
- ③ 監査等委員会の職務執行に必要な費用は、監査等委員会の請求に基づき会社が負担します。
- ④ 監査等委員会監査の実効性を高めるための環境整備を行います。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ① 当社は、企業の社会的責任を果たし、企業防衛を図るため、反社会的勢力との関係について取引を含め一切遮断します。いかなる理由があっても、反社会的勢力との裏取引、資金提供等一切の便宜を図る行為を行わないことを基本方針とします。
- ② 反社会的勢力による不当要求に対して組織的に対応し、対応する役職員の安全を確保します。
- ③ 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察・顧問弁護士等の外部の専門機関と緊密な連携関係を構築し、反社会的勢力による不当要求がなされた場合にその対応方法を相談し、又は対応を要請します。
- ④ 当社は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。また、反社会的勢力とはいかなる名目の利益供与も行わず、一切の関係を遮断するために、反社会的勢力チェックマニュアルを運用しております。

(9) 業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況

業務の適正を確保するために必要な体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会を14回開催し、取締役（監査等委員である取締役を含む。）の出席の下、個別の議案の決議だけでなく、経営に関する重要な事項（成長戦略・投資・資本政策など）に

ついて議論及び決議を行っております。

② コンプライアンス

当社では、「コンプライアンス規程」を具備し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。また、毎月、取締役、各部の部門長及び監査等委員による「リスク・コンプライアンス会議」を開催し、重点事項については、事例共有と対策協議を行っております。また、当社における重要なコンプライアンス違反に関する情報を適時・正確に把握するため内部通報窓口を設置し、監査等委員及び外部の弁護士へ直接情報が提供できるようにコンプライアンス体制の充実を図っております。

③ リスクマネジメント

当社では、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」を具備し、迅速かつ円滑にリスクに対応する体制を整えております。また、毎月、取締役、各部の部門長及び監査等委員による「リスク・コンプライアンス会議」を開催し、重点リスクについては、事例共有と対策協議を行っております。

④ 監査体制

当社の内部監査担当部門において、業務がルールに従って有効に実施されているかをチェックし、逸脱したものがあれば直ちに改善する体制を構築しております。また、当社の常勤監査等委員、内部監査担当部門及び会計監査人による三様監査連絡会を四半期に一回開催することで、情報交換を通じた連携を図り、効率的なモニタリングを実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、現在のところ買収防衛策の導入予定はありませんが、将来は検討を要する課題となることも考えられます。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等の決定機関を取締役会とする旨を定款に定めており、剰余金の配当等については取締役会で決議することができるとしております。

利益配分の基本方針としましては、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定した配当を継続的に行っていきたいと考えております。

この基本方針に基づき、当期の剰余金の配当につきまして、1株あたり28円（普通配当28円）とさせていただきます。

貸借対照表

(2024年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,759,976	流動負債	609,099
現金及び預金	1,481,258	支払手形	258,773
受取手形	66,349	買掛金	155,202
売掛金	895,823	1年内返済予定の長期借入金	42,864
仕掛品	251,589	未払金	19,873
原材料	50,017	未払費用	20,516
前渡金	1,759	未払法人税等	43,371
前払費用	10,607	契約負債	2,504
その他	2,569	預り金	16,359
固定資産	1,280,479	製品保証引当金	7,597
有形固定資産	1,208,391	その他	42,036
建物	776,889	固定負債	363,686
構築物	58,827	長期借入金	149,976
機械及び装置	16,120	繰延税金負債	25,801
車両運搬具	386	役員退職慰労引当金	122,477
工具、器具及び備品	17,511	退職給付引当金	65,431
土地	338,655	負債合計	972,786
無形固定資産	27,052	(純資産の部)	
のれん	23,333	株主資本	3,067,669
ソフトウェア	3,230	資本金	131,684
その他	488	資本剰余金	59,854
投資その他の資産	45,035	資本準備金	59,854
出資金	30	利益剰余金	3,245,330
長期前払費用	722	利益準備金	9,188
その他	44,283	その他利益剰余金	3,236,142
資産合計	4,040,455	別途積立金	1,150,000
		圧縮積立金	40,260
		繰越利益剰余金	2,045,881
		自己株式	△369,200
		純資産合計	3,067,669
		負債純資産合計	4,040,455

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から
2024年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金				
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
					別途積立金	圧縮積立金	繰越利益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	131,684	59,854	59,854	9,188	1,150,000	40,272	1,880,555	3,080,015
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当							△45,625	△45,625
当 期 純 利 益							210,939	210,939
新 株 の 発 行								-
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整								-
圧 縮 積 立 金 の 積 立								-
圧 縮 積 立 金 の 取 崩						△11	11	-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	△11	165,326	165,314
当 期 末 残 高	131,684	59,854	59,854	9,188	1,150,000	40,260	2,045,881	3,245,330

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	
当 期 首 残 高	△369,200	2,902,354	2,902,354
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△45,625	△45,625
当 期 純 利 益		210,939	210,939
新 株 の 発 行		-	-
税 率 変 更 に よ る 積 立 金 の 調 整		-	-
圧 縮 積 立 金 の 積 立		-	-
圧 縮 積 立 金 の 取 崩		-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	165,314	165,314
当 期 末 残 高	△369,200	3,067,669	3,067,669

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

原材料

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	24年～39年
建物附属設備	8年～31年
構築物	7年～40年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しています。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。なお、当事業年度の末日においては、支給済のため賞与引当金の計上はありません。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付の支給に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額により計上しております。
 - ⑤ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当該損失見込額を計上しております。
 - ⑥ 製品保証引当金 製品のアフターサービスの費用支出に備えるため、保証期間内のサービス費用見込額を、過去の実績を基礎として計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

- ① 産業システム事業 産業システム事業においては、乾燥炉等の熱処理装置を製造し、顧客と約束した仕様及び品質等の条件を充足した装置の引渡しを履行義務として識別しております。これらの履行義務は、顧客による検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。また、客先の工場での動作確認を伴わない熱設備の製造については、工場出荷時の検収を受けた時点にて収益を認識しております。収益は、顧客と締結した注文書等による個別契約において約束された対価で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- ② 保守サービス事業 保守サービス事業においては、乾燥炉等の熱処理装置の点検・修繕・改造工事により原状回復及び改良を加えるサービスを提供し、顧客と約束した仕様及び品質の役務等を提供することを履行義務として識別しております。これらの履行義務は、顧客による検収を受けた時点において充足されると判断し、収益を認識しております。また、保守サービスに付随する部品販売については、出荷時点で収益を認識しております。収益は、顧客と締結した注文書等による個別契約において約束された対価で測定しております。取引の対価は、履行義務の充足前に前受金として受領する場合を除き、履行義務を充足後に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度において特別損失の「固定資産除売却損」に含めて表示しておりました「固定資産除却損」は「固定資産除却損」として表示する方法に変更しております。これは当社の事業運営の実態をより適切に表示するために行ったものであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 製品保証引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額 7,597千円
- ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

製品の不具合対応に係る無償修理については、翌事業年度以降の不具合対応による損失額を合理的に見積り、将来の損失に備えるため翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を製品保証引当金として計上することとしております。

製品保証引当金の見積りにおいては、過去の売上に対する保証費用発生額の実績率に基づき、将来の製品保証費用を一括で見積り計上しております。

また、予測不能な前提条件の変化等により、実際の製品保証費用が見積りと異なり、結果として製品保証引当金の追加計上又は戻入が必要になる可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	534,792千円
(2) 圧縮記帳額	
土地	40,260千円
計	40,260千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 2,109,000株

発行済株式の期中の増減数及び変動事由は以下のとおりです。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2024年2月1日 (注)	1,054,500	2,109,000	—	131,684	—	59,854

(注) 株式分割（1：2）によるものであります。

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

284,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年9月7日 取締役会	普通株式	利益剰余金	45,625	50	2023年7月31日	2023年10月12日

2023年7月期配当金の内訳 普通配当 40円00銭 記念配当 10円00銭

当社は、2024年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。2023年7月期の1株当たり配当額については、当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年9月5日 取締役会	普通株式	利益剰余金	51,100	28	2024年7月31日	2024年10月15日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

ストック・オプションとしての新株予約権

普通株式

20,000株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローで獲得した内部資金を充当しており、金融機関からの借入を行わず、自己資金にて賄う方針であります。資産運用について、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また大型の設備投資資金については、銀行借入（長期）により調達をしております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債権である売掛金及び受取手形は6か月以内の支払期日であります。

営業債務である買掛金、未払金及び支払手形は3か月以内の支払期日であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

取引開始時に顧客ごとに当社「与信管理規程」に則り、調査を行った上でリスクに応じた与信枠、回収サイトの設定を行っております。また定期的に与信調査を行い、この見直しを行っております。売掛金の回収サイトをもとにした入金管理表を作成するとともに、資金繰り表を作成するなどの方法により管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないものは含まれておりません。（注）2. 参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（1年内含む）	192,840	190,162	△2,677
負債計	192,840	190,162	△2,677

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「支払手形」「買掛金」「未払金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 2. 市場価格のない金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区 分	2024年7月31日
出資金	30

(注) 3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,481,258	—	—	—
受取手形	66,349	—	—	—
売掛金	895,823	—	—	—
合計	2,443,432	—	—	—

(注) 4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	42,864	42,864	42,864	42,864	21,384	—
合計	42,864	42,864	42,864	42,864	21,384	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で貸借対照表に計上している金融資産

該当事項はありません。

② 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区 分	時価 (千円)			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合 計
長期借入金 (1年内含む)	－	190,162	－	190,162
負 債 計	－	190,162	－	190,162

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の 主な原因別の内訳

	当事業年度 (2024年7月31日) (千円)
繰延税金資産	
減価償却超過額	1,221
役員退職慰労引当金	36,571
退職給付引当金	19,537
製品保証引当金	2,268
収益認識調整額	8,234
未払事業税等	2,418
その他	2,263
繰延税金資産小計	72,515
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△36,571
繰延税金資産合計	35,943
繰延税金負債	
生産性向上設備超過額	△38,356
売上原価認定損	△5,501
収益認識調整額消費税	△748
圧縮積立金	△17,139
繰延税金負債合計	△61,745
繰延税金資産 (負債) の純額	△25,801

8. 収益認識に関する注記

(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

種類	報告セグメント		合計
	産業システム事業	保守サービス事業	
設備	1,595,254	－	1,595,254
点検	－	254,871	254,871
工事	－	433,660	433,660
部品販売	－	169,767	169,767
その他	10,876	1,270	12,146
顧客との契約から生じる収益	1,606,131	859,569	2,465,700
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	1,606,131	859,569	2,465,700

(2)収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3)顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約負債の残高等

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	470,257千円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	962,173
契約負債（期首残高）	94,968
契約負債（期末残高）	2,504

契約負債は主として、工業用加熱設備の売上に関して顧客から受け取った前受金に関するものであり、収益の認識に伴い取り崩されます。また、当事業年度において、契約負債が減少した理由は、前述の取引に基づく期末時点の前受金が減少したことによるものであります。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、94,968千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社の当事業年度末における残存履行義務に配分した取引価格は1,198,233千円であり、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて約100%が1年以内に収益として認識されると見込んでおります。

9. 1株当たり情報に関する注記

	当事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)
1株当たり純資産額	1,680.92円
1株当たり当期純利益	115.58円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、2024年2月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)
当期純利益 (千円)	210,939
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	210,939
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,825,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	第1回新株予約権 20,000株

10. その他の注記

(退職給付に関する注記)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を設けており、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。当社は中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度を併用しており、退職時には退職一時金制度の支給額から中小企業退職金共済制度及び特定退職金共済制度による給付額を控除した金額が支給されます。

(2) 簡便法を適用した確定給付制度

①簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)
退職給付引当金の期首残高	57,411千円
退職給付費用	8,469千円
退職給付の支払額	△449千円
退職給付引当金の期末残高	65,431千円

②退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	当事業年度 (自2023年8月1日 至2024年7月31日)
非積立型制度の退職給付債務	117,449千円
中小企業退職金共済制度による支給見込額	△52,018千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	65,431千円

③退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 8,469千円

(企業結合に関する注記)

(事業の譲受)

当社は、2024年3月13日の取締役会において、株式会社豊通テックのリジエネ事業を譲り受けることを決議し、事業譲渡契約を2024年3月14日付で締結、2024年4月1日付で事業譲受を実施いたしました。

1. 事業譲受の概要

(1) 譲受先企業の名称及び事業の内容

譲受先企業の名称 株式会社豊通テック

事業の内容 リジエネバーナーの設計、製造、販売、メンテナンス

(2) 事業譲受を行った主な理由

顧客のニーズに高レベルで応えつつ、将来的な事業拡大を目指すには、既存事業のシナジー効果が見込めるリジエネ事業の譲受が有効と考えたため。

(3) 事業譲受日 2024年4月1日

(4) 事業譲受の法的形式

現金を対価とする事業譲受

(5) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として事業を譲受けたことによります。

2. 当期累計期間に係る損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2024年4月1日から2024年7月31日まで

3. 譲受事業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 (現金)	45,726千円
取得原価	45,726千円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリー費用等 10,267千円

5. 事業譲受日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	20,726千円
固定資産	25,000千円
資産合計	45,726千円
負債合計	－千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん金額 25,000千円

(2) 発生原因

今後の事業展開によって、期待される将来の超過収益力から発生したものです。

(3) のれんの償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年9月17日

株式会社エコム
取締役会 御中

かなで監査法人

東京都中央区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	加 藤	博 久
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	水 野	雅 史

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エコムの2023年8月1日から2024年7月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が

認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人かなで監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年9月20日

株式会社エコム 監査等委員会

常勤監査等委員 関 伸一 印

監査等委員 伊豆田悦義 印

監査等委員 佐藤 信一 印

(注) 監査等委員関伸一、伊豆田悦義及び佐藤信一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会会場ご案内図

会場：静岡県浜松市浜名区平口5277-1
株式会社エコム 本社
TEL 053-544-5556



交通	J R 浜松駅より	タクシーで約30分
	遠州鉄道 浜北駅より	タクシーで約10分
	遠州鉄道 遠州小松駅より	タクシーで約10分

※駐車場の数に限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

《工場見学会開催のご案内》

本株主総会終了後に、ご出席の株主様を対象に当社の工場見学会の実施を予定しております。お手数ではございますが、参加をご希望の方は、本株主総会当日に会場受付にて参加ご希望の旨お申し付けくださいませ。所要時間は40分ほどとなります。また、見学会へ参加された方には昼食を弊社にてご用意いたします。